

平成30年度 病気療養児に関する調査結果について

1 調査の概要

(1) 病気療養児に対する支援の状況

調査対象：国公立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

※特別支援学校の分校は本校に含める。

※高等学校の通信制課程は調査対象に含まない。

調査対象期間：平成29年度

(2) 教育委員会における病気療養児に対する支援体制及び支援基準

調査対象：都道府県・市区町村教育委員会

調査対象期間：平成30年9月1日現在

2 調査結果の主な概要

国公立の小・中・高等学校及び特別支援学校において、平成29年度に在籍していた病気療養児の人数は7,994名であり、そのうち、転学・退学等となった人数は2,645名である。

国公立の全学校種計では、平成29年度に病気療養児が在籍していた学校の約9割が病気療養児に対する学習指導や学習支援、相談等の支援を実施している。一方、病気療養児に対する学習指導や学習支援等を行わなかった学校にその理由を尋ねると、本人・保護者等からの申出があったことによるものが72.0%、学校・行政における支援体制が整わなかったものが30.8%である（複数回答可）。

病気療養児に対して学校が行った主な支援内容は、在籍校による心理的な不安、悩みなどの相談支援が67.9%であり最も多い。続いて、課題のプリントを提出してもらい、添削して返すなどの学習支援が53.2%、対面での授業が38.4%である。ICT機器を活用した遠隔での授業は1.9%であり、遠隔での学習支援は1.7%である。

また、平成29年度に病気療養児が在籍していた学校の84.8%が、病気療養児に対する支援について特別支援学校や医療機関等の関係機関と連携している。

【参考】

本調査における病気療養児とは、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等や、文部科学省が就学事務の参考資料として作成し配布している「教育支援資料」に示された障害種ごとの障害の状態等を基に、年間延べ30日以上欠席（教員が病院や自宅等を訪問するなどして対面で、あるいは、ICT機器を活用して遠隔で授業を行っているため、欠席にはなっていないものの、在籍する学級に通学できていない日数を含む。）という状況を一つの参考としつつ、各学校又は教育委員会が病気療養児に該当すると判断した児童生徒。ただし、訪問教育学級（訪問教育を受けている児童生徒のみで編成されている学級）に在籍する児童生徒は除く。

3 調査結果

(1) 病気療養児に対する支援の状況

① 平成29年度に在籍していた病気療養児の人数

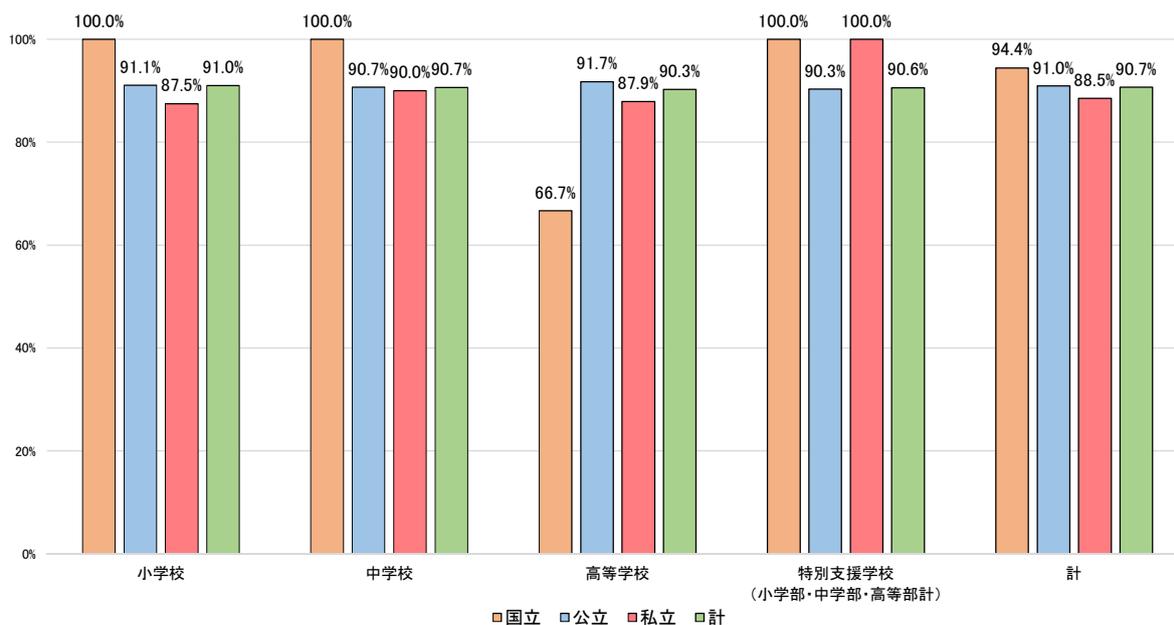
(延べ人数)

		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校 (小・中・高等部計)	計
国立	病気療養児の人数	4	6	6	6	22
	うち転学・退学等となった人数	2	2	4	0	8
公立	病気療養児の人数	1,642	1,376	882	2,986	6,886
	うち転学・退学等となった人数	846	549	160	868	2,423
私立	病気療養児の人数	35	245	804	2	1,086
	うち転学・退学等となった人数	16	32	165	1	214
計	病気療養児の人数	1,681	1,627	1,692	2,994	7,994
	うち転学・退学等となった人数	864	583	329	869	2,645

※病気療養児の人数には、年度途中で転学等で学籍が異動した場合も含む。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

② 病気療養児に対して、学習指導や学習支援、相談等の支援を行った学校



※平成29年度に病気療養児が在籍していた学校における回答。

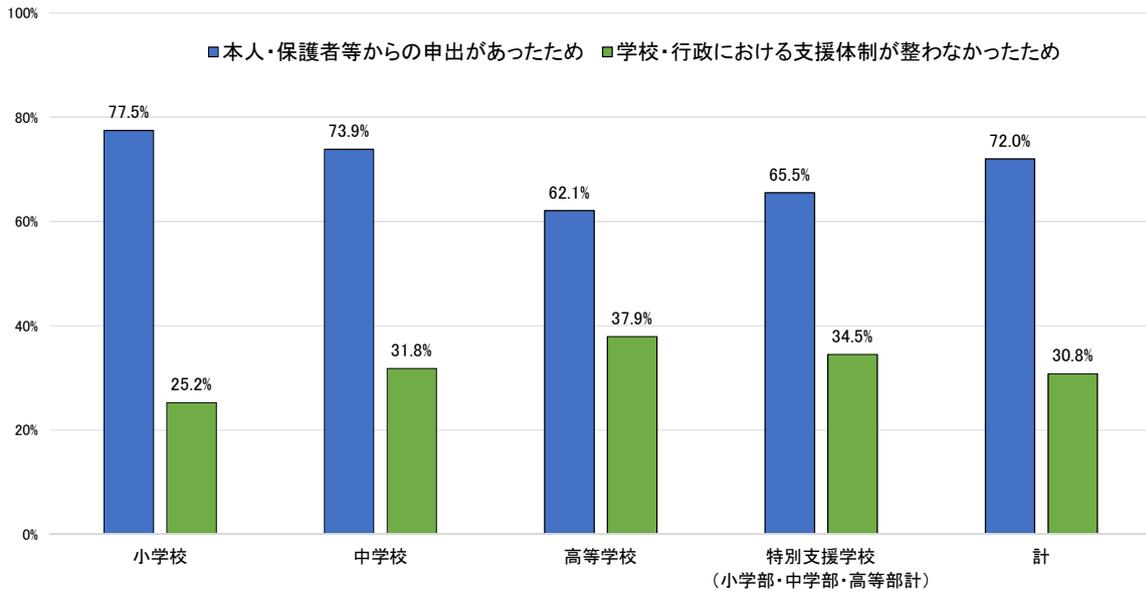
※平成29年度に在籍していた全ての病気療養児に対して学習指導等を実施していても、一部の病気療養児に対して学習指導等を実施した場合は計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

(参考) 平成29年度に病気療養児が在籍していた学校数

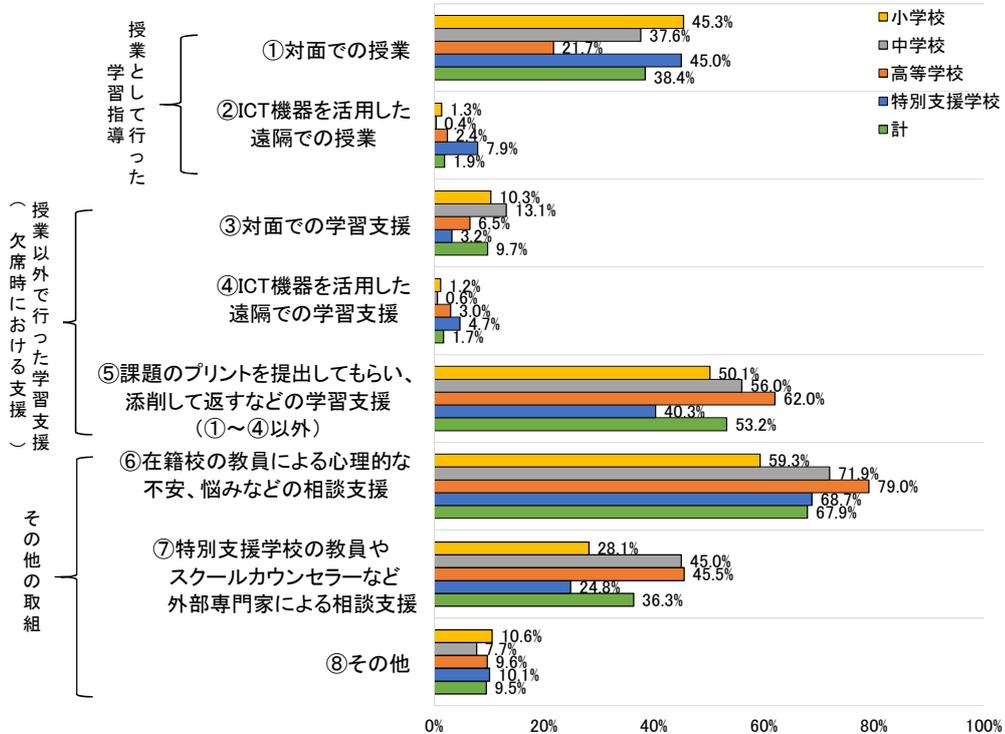
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校 (小・中・高等部計)
国立	4	5	3	6
公立	1,210	847	387	299
私立	24	90	207	2
計	1,238	942	597	307

③ 病気療養児に対して学習指導や学習支援、相談等の支援を行わなかった理由(国公立立計)



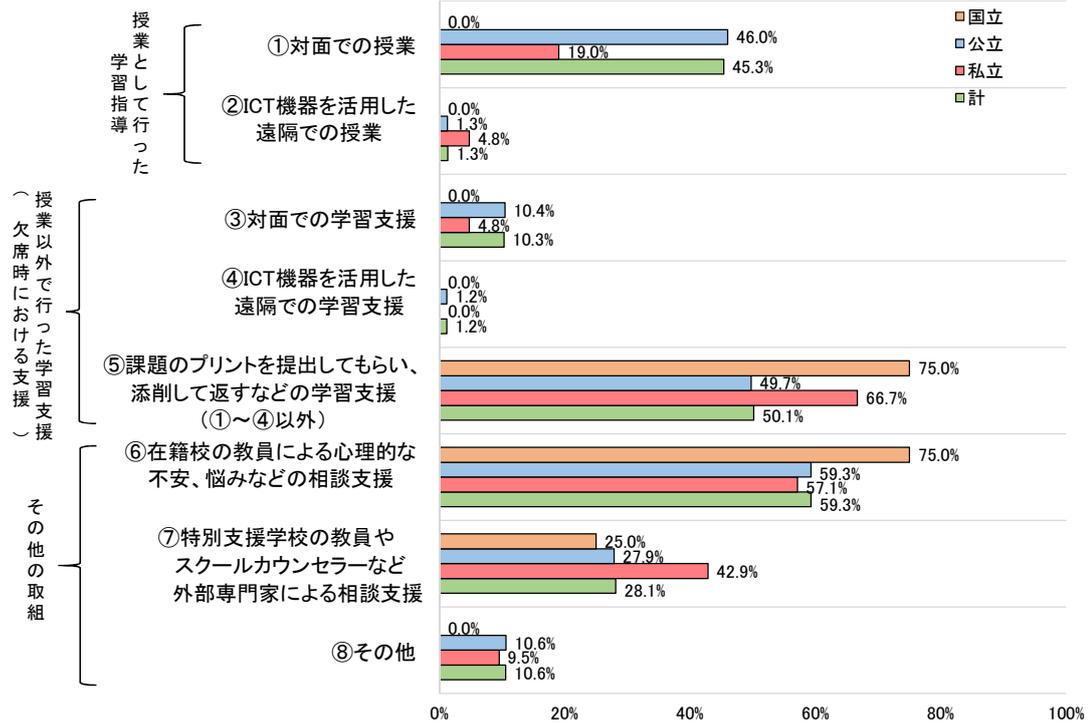
※平成29年度に在籍していた病気療養児に対して、学習指導や学習支援、相談等の支援を行わなかった学校における回答。複数回答可。
 ※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

④ 病気療養児に対する具体的な支援内容
 ア 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(国公立立計)



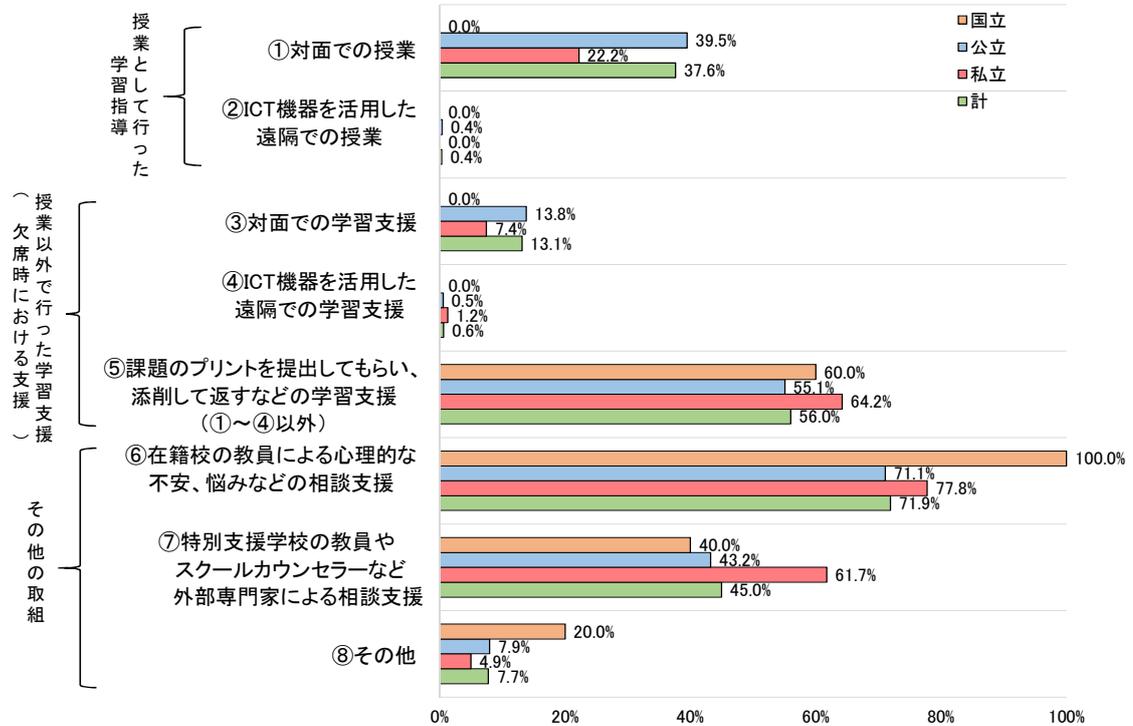
※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。
 ※平成29年度に在籍していた病気療養児に対して学習指導や学習支援、相談等の支援を行った学校における回答。複数回答可。
 ※①は在籍校の教員が病院・自宅等を訪問して実施する授業、病院内等に設置された在籍校の特別支援学級(又は分教室)での授業、在籍校以外(特別支援学校等)の教員が通級による指導として病院・自宅等に出向いて実施する授業等。
 ※③は学習支援員やボランティアによる学習支援等。

イ 小学校



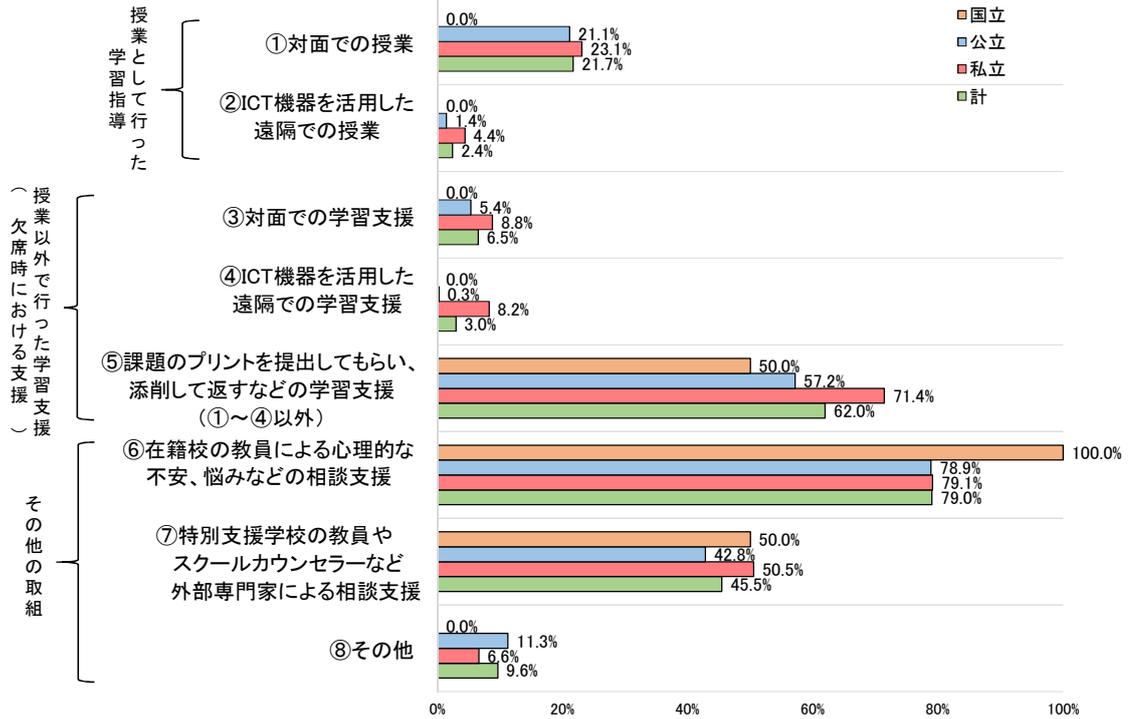
※小学校には義務教育学校前期課程を含める。
 ※平成29年度に在籍していた病気療養児に対して学習指導や学習支援、相談等の支援を行った学校における回答。複数回答可。
 ※①は在籍校の教員が病院・自宅等を訪問して実施する授業、病院内等に設置された在籍校の特別支援学級(又は分教室)での授業、在籍校以外(特別支援学校等)の教員が通級による指導として病院・自宅等に向いて実施する授業等。
 ※③は学習支援員やボランティアによる学習支援等。

ウ 中学校



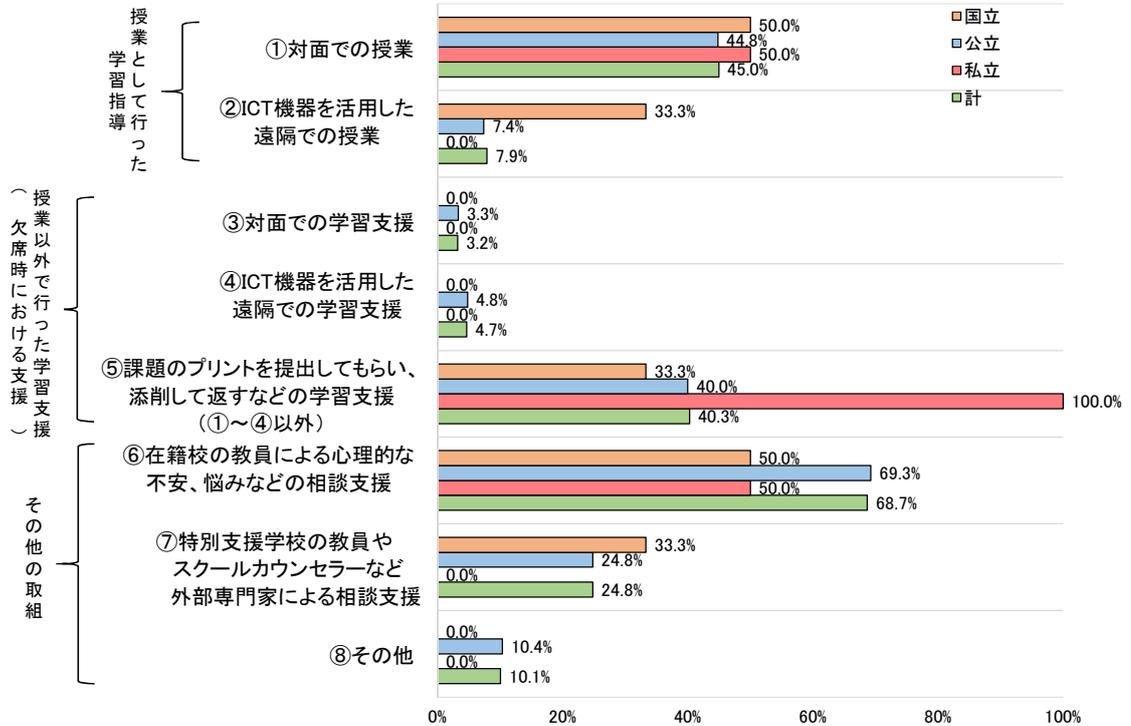
※中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含める。
 ※平成29年度に在籍していた病気療養児に対して学習指導や学習支援、相談等の支援を行った学校における回答。複数回答可。
 ※①は在籍校の教員が病院・自宅等を訪問して実施する授業、病院内等に設置された在籍校の特別支援学級(又は分教室)での授業、在籍校以外(特別支援学校等)の教員が通級による指導として病院・自宅等に向いて実施する授業等。
 ※③は学習支援員やボランティアによる学習支援等。

エ 高等学校



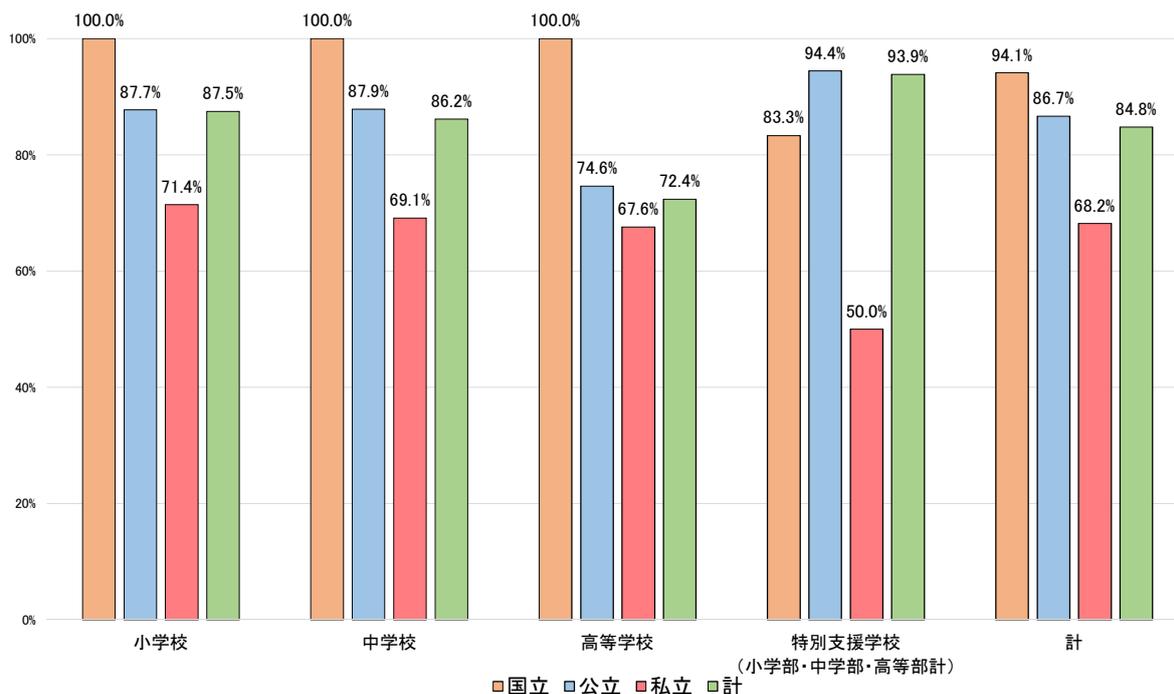
※高等学校には中等教育学校後期課程を含める。
 ※平成29年度に在籍していた病気療養児に対して学習指導や学習支援、相談等の支援を行った学校における回答。複数回答可。
 ※①は在籍校の教員が病院・自宅等を訪問して実施する授業、病院内等に設置された在籍校の特別支援学級(又は分教室)での授業、在籍校以外(特別支援学校等)の教員が通級による指導として病院・自宅等に向いて実施する授業等。
 ※③は学習支援員やボランティアによる学習支援等。

オ 特別支援学校(小学部・中学部・高等部計)



※平成29年度に在籍していた病気療養児に対して学習指導や学習支援、相談等の支援を行った学校における回答。複数回答可。
 ※①は在籍校の教員が病院・自宅等を訪問して実施する授業、病院内等に設置された在籍校の特別支援学級(又は分教室)での授業、在籍校以外(特別支援学校等)の教員が通級による指導として病院・自宅等に向いて実施する授業等。
 ※③は学習支援員やボランティアによる学習支援等。

⑤ 病気療養児に対する支援について、特別支援学校や医療機関等の関係機関と連携を図った学校



※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。
 ※平成29年度に在籍していた病気療養児に対して学習指導や学習支援、相談等の支援を行った学校における回答。

(2) 教育委員会における病気療養児に対する支援体制及び支援基準

【具体的な支援体制例】

- ・ 病院内に特別支援学級を設置し、学習支援等を実施
- ・ 病気療養児の支援を実施する特別支援学校を複数校指定し、状況に応じた教育相談や遠隔教育実施のためのICT機器を学校に貸し出す等の支援を実施
- ・ 教育委員会で所有している教材、車いす等の器具など学校生活や学習の支援に必要な物品を貸出し
- ・ 教育委員会で所有しているICT機器を学校に貸し出し、遠隔教育の実施を支援
- ・ 介助員・学習支援員を配置
- ・ 病気療養児の教育に関する相談窓口を設置
- ・ 特別支援学校への転学手続等について相談・助言を実施
- ・ 学校、医療機関等へ病気療養児への学習支援等の理解・協力を求める取組を実施
- ・ 医療機関と学校との連携のため、教育委員会が調整を実施
- ・ 在籍校、医療機関及び特別支援学校が連携し、ICT機器を活用した遠隔教育やケース会議を実施
- ・ 保護者や医療機関との連携を密にし、緊急時対応マニュアルを作成

【具体的な支援基準例】

- ・ おおむね1か月以上の入院加療期間が見込まれる場合、特別支援学校に転籍した上で支援を実施する
- ・ 所定の医療機関に入院(1か月)しており、医師が学習支援を実施可能であると判断した場合に支援を実施する
- ・ 2週間以上の入院加療を要する児童生徒について、主治医から学習の許可が下りた場合は特別支援学級(病弱者及び身体虚弱者)を設置することができ、入院加療期間が2週間未満の場合は通級による指導の対象とする
- ・ 欠席日数等の基準は設けていないが、個別に作成された医療関係のマニュアルを踏まえて支援を実施する
- ・ 入院期間の基準は設けていないが、主治医の許可を得た場合、支援対象とする